

「女性・高齢者等新規就業支援事業」の留意点について

平成31年1月11日

新規就業支援事業のスキーム

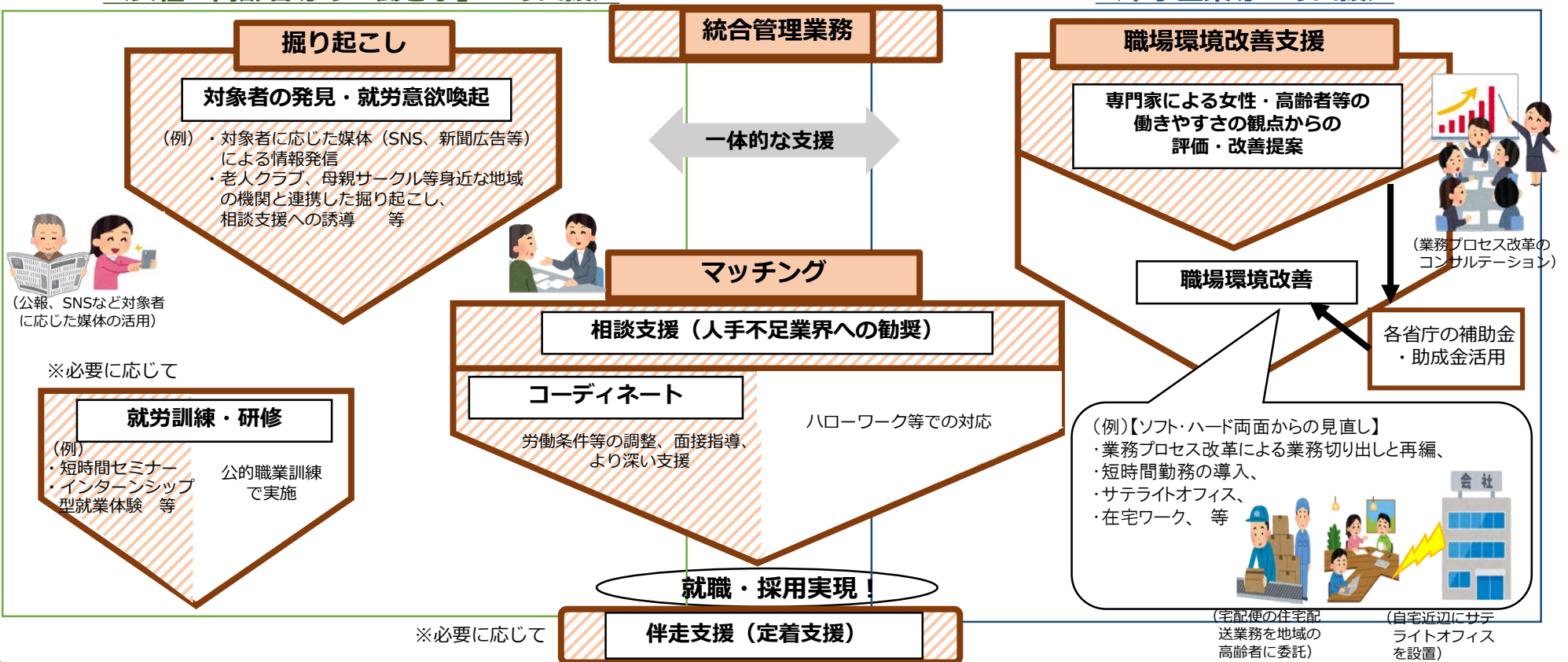
- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金により支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

(都道府県の事業のイメージ)

官民連携型のプラットフォーム形成

<女性・高齢者等の「働き手」への支援>

<中小企業等への支援>



※ **オレンジ色** は、今回各都道府県で実施し、国が地方創生推進交付金で支援する部分。

※地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。
※都道府県は、民間事業者、関係機関 (市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等) と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。

◎新規就業支援事業 スケジュール（イメージ）

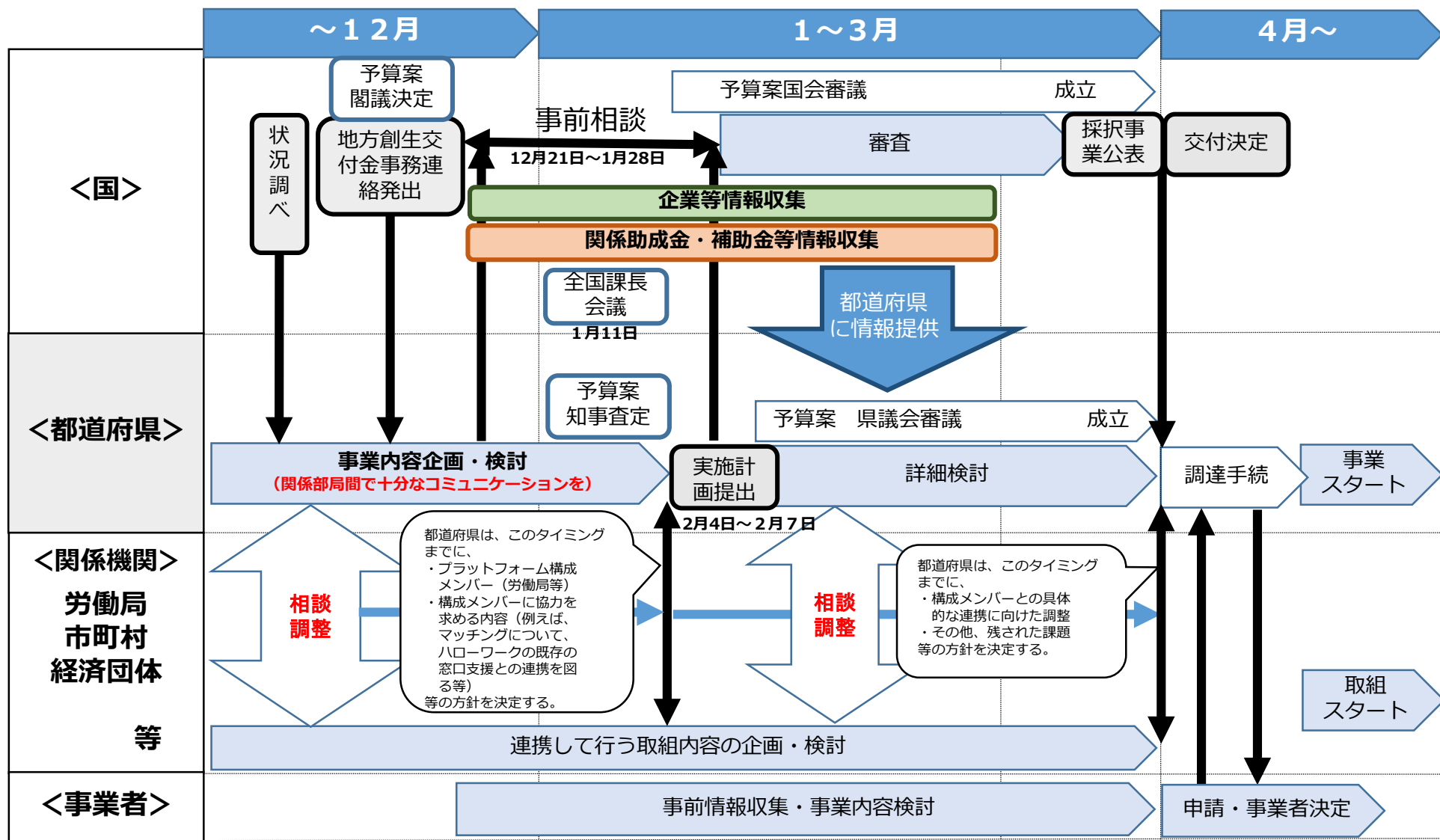
※一定の前提を置いた粗いスケジュールであり、今後の予算審議の動向や地域の実情や状況変化により、変動し得る。（都道府県議会には、第1回定例会（2月議会）に予算案を提出する場合を想定。）

【ご留意いただきたい事項】

- 本事業の計画作成にあたっては、市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等の関係機関と十分な事前の相談・調整をお願いしたい。
- また、都道府県庁内の関係部局・課間で十分なコミュニケーションを取りながら、進めていただきたい。

【アナウンス】

- 各都道府県での今後の具体的な取組に資するよう、当事務局として可能な限り積極的に情報提供を行っていく予定。（今回の取組に知見のある民間企業等の情報、関係省庁の助成金・補助金等情報）



◎新規就業支援事業の要件（成果の把握）について

【ご留意いただきたい事項】

<①新規就業の要件>

- ・ 企業等に雇用される形での就業とそうでない就業（例えば、シルバー人材センターに会員登録した上で就業する等）の両方を含む概念である。
- ・ 就業について、例えば、正社員でなければならない等の限定を一律に設けることはしない。（例えば、子育て中でフルタイムの仕事は難しいが、短時間であれば仕事にチャレンジしてみたい、雇用型ではなく柔軟な働き方ができる形態での就業にチャレンジしてみたい等のニーズが想定され、それらの者が労働市場に参画することは、地域の中小企業等の人材不足の解消にも寄与すると考えられるため。）

<②成果の把握の範囲>

- ・ 官民連携プラットフォーム全体として実現した件数をカウントする。例えば、都道府県の事業により実施する掘り起こしに関する取組・支援により就業に興味を持った者を、ハローワーク、シルバー人材センター、民間職業紹介事業所などの関係機関につなぎ、その後、新規就業に至ったことが確認できた場合も、成果としてカウントする。

<③成果の把握の仕方>

- ・ 具体的な把握の仕方は、各都道府県の取組や、官民連携プラットフォームのあり方により様々に考えられるので、地域の実情に応じて適切に把握できるように体制を整えていただきたい。
- ・ 例えば、掘り起こし、マッチング支援、訓練・研修等の支援を受けた者について、連絡先を把握し適切に管理した上で、後日電話、アンケート、相談窓口における対面の聞き取り等の方法により、就業に至ったかどうかを確認すること等が考えられる。

（詳しくは、「2019年度地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に関するQ&A（平成30年12月21日）」のP32、33をご確認ください。）

※ご参考（「2019年度における地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）の取扱いについて（平成30年12月21日）」別添1-3「新規就業支援事業について」（抄））

2. 新規就業支援事業に係る要件等（抄）

新規就業支援の取組効果を上げるため、官民が徹底して協働することにより既存の支援スキーム等も最大限活用できる体制の構築が必要であることから、本事業においては、都道府県、事業実施に関わる民間事業主体、地域の関係機関からなる「官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォーム」の形成を要件とする。

地域の関係機関については、市町村、経済団体、業界団体、都道府県労働局・ハローワーク等が想定されるが、地域の実情に応じて都道府県が選定することとする。

また、市町村、関係団体等に対しては、本プラットフォームを活用し、各地域において、現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業に資する取組の実施を積極的に働きかけ、市町村、関係団体等や地域の企業の本事業に関連する取組についての情報を積極的に収集するとともに、緊密な連携を図ることとする。

その他、以下の（1）から（5）までの要件等を満たすことを要件とする。

（4）本事業の成果の把握

- ・ 本事業により新規就業が実現した者の件数（以下、「新規就業者数」という。）を把握することを要件とする。
- ・ 新規就業者数については、本事業により、「官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォーム」全体として実現した件数をカウントできるように、必要な措置を講じることとする。
- ・ なお、新規就業者数のカウントにおいては、結果として2.（1）③の**重点対象とする分野の中小企業等以外の企業等での就業となった場合も含めることとして差し支えない。**

新規就業支援事業の要件（市町村との連携）について <イメージ>

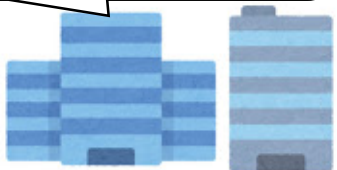
【ご留意いただきたい事項】

- 新規就業支援事業の要件で、**市町村等に対して**、プラットフォームを活用し、現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業に資する取組の実施を**積極的に働きかけること**等を盛り込んでいる。
- 都道府県が行う女性・高齢者等新規就業支援事業の効果を最大限高めるためにも**市町村との連携に積極的に取り組んで**いただきたい。
- 例えば、都道府県が行う事業について、市町村が周知・啓発や実施に協力する等の連携も考えられる。また、以下のイメージのように**都道府県の事業を踏まえて、市町村が独自に関連事業を行うというより積極的な連携の仕方**もあり得る。

（イメージ）都道府県が実施する新規就業支援事業と連携して市町村が行う独自の取組の例

- 女性・高齢者、障害者等の新規就業を効果的に促進するために、市町村が、
 - ・ 子育てサービス等と併せて、**コワーキングスペースを整備し、就労支援を実施。**
 - ・ 駅前の空きビルを自治体が借用して**テレワークセンター**として整備するとともに、民間事業者と連携してコワーキングスペースを整備し、就労支援を実施。
- 例えば、地域に市町村が設置したコワーキングスペースの中に、企業の支社を設置（市町村から賃借等）し、本社の総務業務等を切り出し、当該コワーキングスペース内で女性・高齢者・障害者の雇用により業務を処理。
※女性、高齢者、障害者等は、自宅から近いコワーキングスペースやテレワークセンターに通勤。

事務作業の「切り出し」
(例)
帳票の統合業務システムへの打ち込み、総務業務、宛名作業、集計作業など



企業

地方のコワーキングスペースの賃借等
(市町村所有)

県・市町村



コワーキングスペース、テレワークセンター等を整備
※地方創生拠点整備交付金の活用等も考えられる



コワーキングスペース



テレワークセンター

切り出した事務作業を借り受けたコワーキングスペースで実施

①掘り起こしの例

【1.対象者の発見に向けた取組】

- A市の取組事例
 - ・未就学児とその保護者が交流を行う「子育てひろば」や保育所入所申請会場、大規模商業施設等において就労に向けたセミナーに関する広報活動を実施。
- B市の取組事例
 - ・「女性のためのライフ＆マネープランニング」等の主婦が関心を持つ企画を実施。
- C県の取組事例
 - ・就業希望の有無にかかわらず、広く高齢者に対して「働きませんか？」という旨のセミナーを実施。
 - ・当該セミナーに関する周知広報は、市町村の「市民だより」を活用。

【2.就労意欲の喚起のための取組】

- D市の取組事例
 - ・地域の団地の企業をまわり、実際に働く場所や社内の様子を見学。（バスツアー等）
 - ・働く上で企業に知ってほしいこと、企業側が求めていることなど、お互いの不安や考えをざっくばらんに話し合う交流会を開催。

②就労訓練・研修の例

- E市の取組事例
 - ・女性のキャリアブランク解消支援として、座学のみならず実際に企業で働くインターンシップを実施。
- 民間企業の取組事例
 - ・高齢者向けに短時間の講座等を実施。

③職場環境改善支援の例

【1.専門家による女性・高齢者等の働きやすさの観点からの評価・改善提案に関する取組】

- F市の取組事例
 - ・企業向けに働き方改革実践セミナー及びワーク・ライフ・バランスを考えるセミナーを実施。
- G市の取組事例
 - ・中小企業診断士、社会保険労務士、キャリアコンサルタントなど、企業に関わりのある資格を持つ方に、市が実施する「働き方改革アドバイザー育成研修（29,30年度実施）」を受講してもらい、「働き方改革アドバイザー」として登録。平成29年度から中小企業等に派遣開始。

③ 職場環境改善支援の例（続き）

【2. 職場環境改善（業務の切り出し等）】

- 民間企業の取組事例②
 - ・ 地域のNPO法人が運送会社から配達業務を受託。
 - ・ 地域の交流拠点から団地（約800世帯）への配送を地域の高齢者が行う。（現在は3人体制）
 - ・ 老人クラブ等において、配達業務の協力者を募集している。
- 民間企業の取組事例③（特別養護老人ホーム）
 - ・ 高齢者も勤務しやすいよう、短時間勤務を可能とする。
 - ・ 体力を比較的要しないベッドメイキングや清掃等の仕事を集約し、高齢者の従業員が行う。
 - ・ 65歳以上の従業員は179人中23人。（平成26年5月時点）
- H県の取組事例（老人保健施設）
 - ・ 主に地域の60歳から75歳の元気な高齢者を対象に、「介護助手」（老健施設内での介護の補助的な作業を行う）として、施設内でOJTを中心とした研修により養成し、スキルと体力に応じた働き方を提供。
 - ・ 県内の9施設が共同で取組。「元気高齢者」を対象に参加募集したところ、1施設20～30人の応募があり、このうち5～10人が「介護助手」として現在も継続勤務。
- 民間企業の取組事例④（訪問看護、通所介護等）
 - ・ 育休中の社員から、復職に当たって会社に託児所を設置してほしいとの声があり、託児所付きのデイサービス施設を創設した。
 - ・ 短時間勤務の制度や、1時間単位で取得できる休暇制度等を設けるなど、子育てとの両立支援のための制度をきめ細かく整備した。
 - ・ 創業後2年ほどは離職率が50%程度であったが、2015年度は8%となった。

④ マッチングの例

- I県の取組事例
 - ・ 再就職を目指す女性に対して、キャリアコンサルタントが、再就職へのステップを丁寧にサポートするじっくり型の個別相談を実施。
 - ・ 再就職準備セミナー（就職活動の進め方、ビジネスマナー、自己分析、応募書類の書き方、面接対策等）やワンポイントレッスンも実施。
 - ・ 人手不足産業、地域の基幹産業への誘導の観点から、企業担当者の話を直接聞けるマッチング交流会を開催し、出会いの場を提供。
 - ・ 国（ハローワーク、マザーズハローワーク）と連携し、職業斡旋はハローワークが実施。
- J市の取組事例
 - ・ 働き方改革を実施した優良企業の求人PRを行う。その求人を市の独自求人とし、女性活躍総合窓口（J市女性しごとテラス）において働きたい女性と直接マッチングすることで、ものづくり中小企業の人材確保を支援する。（平成30年度から実施）

⑤ 伴走支援（定着支援）の例

- K県の取組事例
 - ・ 職場の上司と、本人（女性・高齢者）の双方に対して、効果的なOJT実践のための研修を実施。対象企業にOJTプランシートを配布し、OJTマネジメントサイクルの回し方を伴走型でサポートする事業を実施。
- L県の取組事例
 - ・ 就業後、最大3か月まで後追いで定着を支援。（高齢者本人に対する電話での追跡現状確認や、勤務先に訪問しての労使双方からの状況確認など）
 - ・ 問題が生じている場合は、業務の切り分け方や労務管理などについてアドバイスも行う。